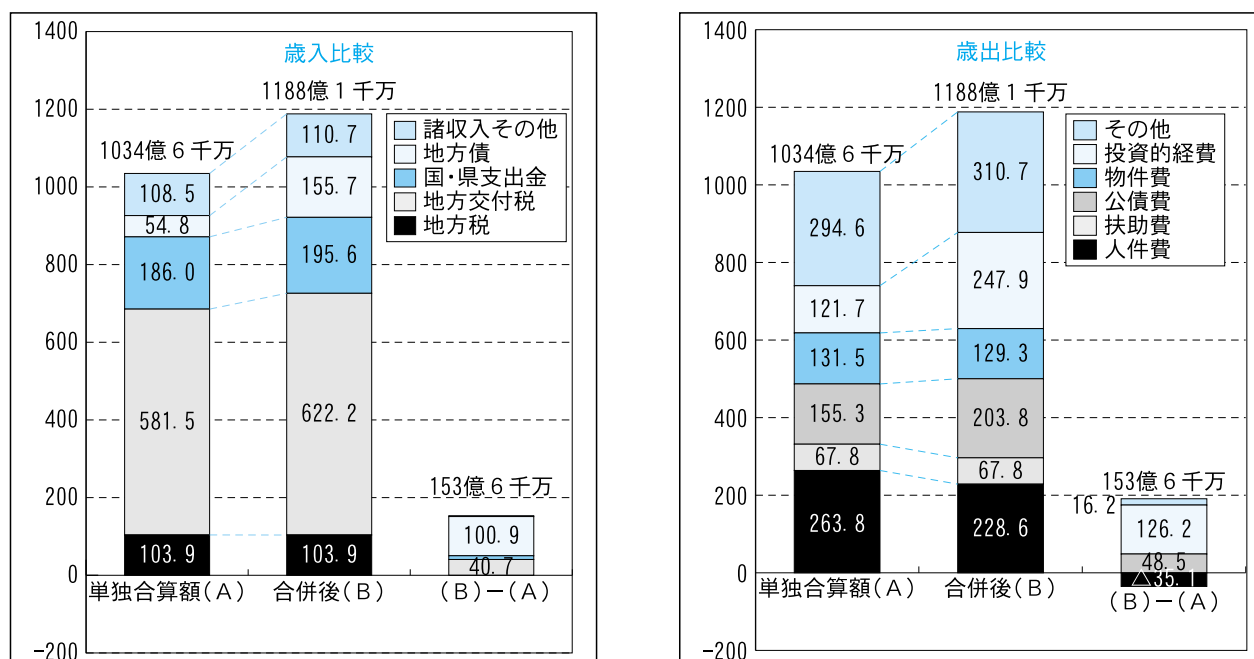


合併した場合

単独の場合の3町村の合計額と合併した場合の10年間の合計予想額を比較してみました。



* 地方交付税の増額見込40.7億円のなかには下表の臨時的交付税のほか合併特例債の償還に対する交付税措置分を含みます

合併した場合は合併特例法による次のような財政支援があります。

国の合併市町村補助金	合併に伴い必要な事業として新町建設計画に基づく経費につき3年間補助	2.7億円
市町村合併特例交付金(県)	新町建設計画に基づいて実施する事業経費等合併後5年以内	6億円
臨時的経費に対する普通交付税措置	合併後における行政の一本化に要する臨時的経費に対する補助5年間	2.5億円
包括的な特別交付税措置	新しい町づくり、公共料金格差是正、合併協議会経費等包括的な特別措置3年間	5.4億円
合併特例債(町づくり建設分)	新町建設計画に基づいて実施する事業経費に95%充当、70%交付税措置、合併後10年以内の事業費総額を90億とした場合	85.5億円
合併特例債(基金造成分)	旧町村単位の地域振興等のため基金造成に95%充当、70%交付税措置、合併後10年以内の基金総額を16.2億円とした場合	15.4億円

合併した場合は上の表の財政支援に基づく事業を行えるほか、町村長等の特別職や議員の報酬、職員の人件費の減が約35億見込まれますので結果として道路改良や施設の建設を行う経費(投資的経費)が大幅に増えることとなります。ただ合併したからといってそれだけで財政状況が良くなり、現在抱えている様々な問題がすべて解決するというものではありません。合併の効果は、合併により生じるメリットを生かして財政や組織体制の強化をどれだけ進め、今よりも余力を生み出せるのか、いかに住民サービスの向上につなげていくか合併後の取組みが重要になってきます。